

川口市自治基本条例における市民参加条例の検討要素

自治基本条例

第7条(市民の市政参加に関する権利)

第4項 権利の濫用禁止

第1項
市政の運営に対し
て意見を表明し参
加する権利

第2項
市政の運営に関
する情報を知る権
利

第3項
市政の運営に関し
公平かつ誠実な
扱いをうける権利

第5項 市民(個人)の市政への参加に関する事項(第1～第4項)について、必要なことを別の条例で定める

市民参加条例

第1項関係条例の要素

第11条(市民の意思の反映)市民意見 市
第17条(市長の役割及び責務)
市民意見 市長
第19条(市長・執行機関等の役割と責務)
市政の重要事項について、懇談会・説明会・
パブコム・アンケート調査等の反映
第20条(附属機関等の委員の公募)
第30条(市民投票) 別に条例化

第2項関係条例の要素

第12条(情報の公開及び提供)
第13条(個人情報保護)
情報公開・個人情報保護条例
第25条(財政運営等)総務省新財務4表指
針
第26条(行政評価)市民の意思を反映した
評価の公表

第3項関係条例の要素

第14条(公平かつ誠実な市政の運営)
第21条(意思決定手続の透明化)
行政手続条例
第28条(公平かつ誠実な行政運営の確保)

< 第7条以外の条例の要素 >

(第7条に間接的に関わりがあり、各条の範囲を超えないもので必要がある場合)

例) 第2条(定義) 市民・市・自治 第3条(市民の役割) 第4条(市の役割) 第33条(運用推進委員会)